

2016年10月28日

株式会社A I Z E N
代表取締役 大谷勝美 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号 天満橋千代田ビル
TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ（その6）

当団体において、貴社が運営されている結婚相手紹介サービスについて検討し、2016年7月25日付「お問い合わせ（その5）」を送付したところ、貴社より同年8月26日に回答FAX（以下、「貴社文書」といいます。）を受領しました。

当団体において貴社文書の内容を検討しましたが、プランの統一に関してお問い合わせしたい点がございまして、下記お問い合わせ事項に対する貴社のご回答を、2016年11月25日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。なお、回答にあたっては、お互いの認識に齟齬を招かないために、一問一答形式で行っていただくようお願いいたします。

【お問い合わせ】

1. 貴社文書によりますと、ホームページ改定とプランの統一を年内に同時に行われるとのことですが、具体的な日時をお教えてください。
2. 統一する新プランの各種料金や中途解約時の返金額などの契約内容は、2016年6月3日に送付いただいたリワードプランの契約書の条件と同一

でしょうか。変更される場合には変更点を具体的にお教えてください。また、本お問い合わせに対する回答をご送付いただく時点で新しい契約書が完成している場合には併せてご送付ください。

3. 年内に新プランを統一されるまで、2015年10月9日に契約書を送付いただいた各コースの募集は、引き続き行われているのでしょうか。行われている場合には、年内にコースを統一されることをどのように説明されているのかお教えてください。
4. 貴社文書によりますと、現時点でリワードプラン以外のプランを利用されている会員（以下該当会員といいます。）は18名おられるとのこと。該当会員に対し、年内に新プランに統一されることを告知されているでしょうか。告知されていない場合には告知をする予定の日時を、告知された場合にはその日時をお教えてください。
5. 新プランに統一された際、月会費の負担額が上がる該当会員に対し、何らかの経過措置はあるのでしょうか。ある場合には具体的な内容をお教えてください。
6. 登録料、入会金、事務手数料の合計金額が、新プランよりも高額なプランを利用している該当会員に対し、統一後に差額を返金される予定はありますか。
7. 新しいプランに統一されるにあたり、一度貴社と面談協議を行いたいと当団体は考えています。貴社のお考えをお聞かせください。

以上